

約款変更のお知らせ

2025 年 9 月 24 日

ヴェクソンインターナショナル株式会社

【約款変更のお知らせ】

お客様各位

平素より弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
2025 年 10 月 1 日より、下記契約にかかるサービスについて、約款を以下のとおり変更いたします。
詳細は以下をご確認ください。

【対象となる契約】

S-QUE e ラーニング

【変更内容詳細】

変更箇所	変更前	変更後
6条	第 6 条（受講料金の支払い） 1. 契約者は、当社の指定する支払い期日までに受講料金として当社の指定する方法で本研修の対価の支払いを行うものとします。尚、振り込みの際の手数料は契約者の負担とします。 2. 当社は、当該契約者から特段の請求がない限り、領収書は発行しないものとします。	第 6 条（受講料金の支払い） 1. 契約者は、当社の指定する支払い期日までに受講料金として当社の指定する方法で本研修の対価の支払いを行うものとします。尚、振り込みの際の手数料は契約者の負担とします。 2. 当社は、当該契約者から特段の請求がない限り、領収書は発行しないものとします。 3. 契約者が、1 項の受講料金を支払わない場合、契約者は、当社に対し、受講料金に加え、同受講料金に対する支払期日の翌日から支払済みまで年 10 % の割合による遅延損害金を支払うものとします。 4. 契約者が、1 項の受講料金を支払わない場合、当社は、何らの催告を要することなく、アカウント停止措置（第 8 条に定める ID を利用した本研修の受講を停止する措置）をすることができるほか、本研修にかかる契約を解除することができます。